

**新型コロナウイルス感染防止のための  
つどいの家職員の行動指針**  
～ with コロナでは利用者を守れない ～

**1 健康管理上の留意点（感染予防及び健康管理について）**

有効なワクチンや抗ウイルス薬が未だ存在しない現状の下では感染しない、させない取組みが決定的に重要になります。

感染拡大を防止するため、職員一人ひとりが高い意識をもって感染予防と健康管理に取り組むとともに、職員としての使命と役割を認識したうえで節度ある行動に努めていただくようお願いします。

<感染予防について>

(1) 手洗いとアルコール消毒液での手指消毒の励行

※正しい手洗い方法等については『感染対策マニュアル』を参照して下さい。

(2) マスクの着用及び状況によっては更にフェイスガードの着用、咳エチケットの徹底

※感覚過敏等のためマスク着用が苦手な人などへの配慮をお願いします。

(3) 「密閉」「密集」「密接」の3密によるクラスター発生の防止

※3条件が揃う場（①換気が悪い、②人が密集する場所、③近距離での会話）の回避

(4) 定期的な換気の実施、可能な場合は常時一定の換気の確保

※概ね1時間ごとに1回・5～10分間は窓を開けて十分な換気を行って下さい。

(5) 職員、利用者などが触れる場所や物の定期的な消毒

※最低一日一回、アルコール消毒液等により清拭して下さい。

※アクリル板や透明フィルム、その他の共用物品についても同様です。

(6) 会議、研修、出張等については、業務上の必要性を精査して必要最低限のものとし、出席する場合には感染予防策の徹底

※3密を避け、可能な限りリモートでできる環境の構築と工夫を講じて下さい。

<健康管理>

(1) 出勤前および出勤後概ね5～6時間経過後の検温による健康チェックを徹底すること

※直行直帰を基本とする職種においても同様とし、結果を必ず所属事業所に報告して下さい。

(2) 栄養と休養を十分にとるなど免疫力を高める生活習慣を励行すること

(3) 勤務時間外や休日においても、3密となる可能性のある場所に行かないこと

(4) 食事中、食後の会話を避け、会話が必要な場合は必ずマスクを着用するとともに距離の確保に努めること

(5) 条件の整っている職員は、接触確認アプリ（COCOA）を導入すること

**2 熱発等症状発生時の行動**

(1) 風邪の症状や発熱（37.5℃以上の発熱又は平熱より1℃以上高い）がある場合は、決して無理をすることなく就業を控え、医療機関を受診するとともに、自身の職務内容（感染により重症化しやすい人（利用者等）と接する職である旨）を正確に告知したうえで、医師の診断を仰ぐことを原則とします。また、解熱及び投薬された薬の服薬終了後24時間が経過し、かつ症状が消失するまでは

自宅療養とします。職場復帰の可否については再度受診し医師の判断を仰ぐことを条件とし、その結果を所属長（管理者）に報告、承認を受けた場合につき職務復帰を認めることとします。

(2) さらに次の①～④のいずれかの症状がある場合、下記の「仙台市・宮城県の電話相談窓口」（以下、「コールセンター」という。）に相談して下さい。相談した職員は、コールセンターに相談した旨を管理者へ速やかに連絡し、管理者は総務部へ電話等速やかに報告して下さい。

① 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

② 嗅覚や味覚の異常

③ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

④ 風邪の症状や発熱（37.5℃以上の発熱又は平熱より1℃以上高い）が4日以上続く場合

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口（コールセンター）

電話：022-211-3883

022-211-2882

※土日祝日を含む24時間受付

(3) （プライベートな行動歴を含め）クラスター発生箇所への立ち入りが判明した場合は、即座に管理者に連絡のうえ自宅で待機して下さい。

### 3 その他、感染対策における留意点など

職員は社会福祉法人の公共性や事業目的、経営方針及び社会的責任をよく理解したうえで職務遂行にあたることを就業規則で定めています。このサービスの基本原則に基づき、職員は一人ひとりの人権や人格、それぞれが置かれている状況等を尊重しあいながら、互いに協力しあって感染対策に取り組んで下さい。

(1) 他県外出等における事前報告の徹底

職員は感染リスクの高い利用者への支援を行う立場にあることに鑑み、公私に関わらず、他県を訪問する場合には事前にその旨を管理者に報告して下さい。

(2) 不当な差別・偏見等の解消と人権への配慮

（法人が運営する事業所で感染者が確認され、又はクラスターが発生した場合なども含め）しょうがいのある人の行動や態度、その特性等への無理解により配慮に欠ける発言や心無い誹謗中傷に直面することもあり得ます。しょうがいのある人のみならず、いわゆる医療・福祉従事者への偏見や差別的な言動もいまだあると聞きます。人権はいかなる場合、いかなる人においても尊重されるべき普遍的な権利です。法人は、然るべき場合においては行政や関係機関と連携して差別解消に努めます。職員もまた気概をもって職務にあたっていただき、しょうがいのある人への合理的な配慮を求めるなど、つどいの家職員としていかに振る舞うべきかを考え行動して下さい。

(3) 重症化リスクを抱えている人への配慮とメンタルヘルスケア

利用者をはじめ、職員のなかには感染により重症化のリスクを抱えている人もいます。妊娠中の職員や基礎疾患を有する職員等についてもそのリスクを軽減するために通勤手段の変更などを含め、柔軟に対応することを管理者間で確認しています。重症化リスクを抱えている職員は不安を抱え込まず、適宜管理者に相談して下さい。またそれ以外にも、様々な制約をかけながら日常生活を

おくることとなるため、一人ひとりが感染予防と並行しながら、適度にストレスを発散するなど、心と体の健康維持に努めて下さい。

(4) インフルエンザへの早期対応

まもなくインフルエンザの流行期が到来します。新型コロナウイルス感染対策に加え、例年通りインフルエンザの感染拡大防止にも努めなければなりません。一人ひとりが罹患しないよう日々健康の維持、増進に努めていただくほか、重症化しないためにも例年よりも早期にインフルエンザ予防接種を受けるようにして下さい（アレルギー反応があるなど医師が不適當と判断された人は除きます）。

(5) 来客者等への協力要請など

来客者に対しても法人及び事業所の感染対策への協力を呼びかけて下さい。なお、法人では各事業所に来訪者名簿を設置し、来訪者へ検温、手指消毒、マスク着用の上で入館いただくことを確認しています。来客者対応にあたる職員においては、感染発生時における積極的な疫学調査への協力の観点から、来訪者の氏名や日時等など記録された事項を保健所等から指示があれば公表する旨をあらかじめ説明するなどを含め、それぞれ遺漏なく対応し理解を得るよう努めて下さい。

(6) その他

その他、本書に記載のないことを含め感染対策において新たに必要な措置があれば、適宜その対応等を見直しますので、不明な点があればその都度、管理者へ報告して下さい。

※ 感染対策の質の向上と職員間の連携について

法人全体の感染対策の質を向上させるため、今後も事業所間で協力して看護師等が事業所を巡回し、衛生管理等への助言や相談に応じられる体制を講じることとしています。また必要に応じて、宮城県看護協会が設置する「新型コロナウイルス感染対策相談窓口」等を積極的に活用するなど、様々な機会を見出して各事業所の感染防止意識を高めていくこととしています。

以上

令和2年9月23日

社会福祉法人 つどいの家  
理事長 佐藤 清